

令和4年度北海道支部保険料率(案)

1. 保険料率の算定に関する法令(抄)

都道府県単位保険料率設定に係る法令

健康保険法(大正11年法律第70号) 抄 第一百六十条

3. 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことが出来るものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。
4. 協会は、支部被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保険者の総報酬額の平均額と協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の平均額との差異によって生ずる財政力の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとする。(年齢調整・所得調整)
6. 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
7. 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
8. 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

都道府県単位保険料率設定に係る法令

10. 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における健康保険事業の収支の均衡を図る上で不
適当であり、協会が管掌する健康保険の事業の健全な運営に支障があると認めるときは、協会に対し、相当
の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

健康保険法施行令 (大正15年勅令第243号) 抄
第四十五条の二 (都道府県単位保険料率の算定方法)

協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定
保険料納付率（一の事業年度の三月分から当該一の事業年度の翌事業年度の二月分までの保険料（任意継続被
保険者に係る保険料にあっては、当該翌事業年度の四月分から三月分までの保険料）として徴収すべき額の見
込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定め
るところにより算定される率をいう。次条において同じ。）で除して得た額を第二号に掲げる額で除すること
により、当該一の事業年度の三月から用いる都道府県単位保険料率（法第百六十条第二項に規定する都道府県単
位保険料率をいう。次条及び第四十五条の四第四項第一号において同じ。）を算定するものとする。

一 次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額

ロ 法第百六十条第三項第二号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険給付に要する費用
うち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額と一の事業年度の前々事業
年度の三月から当該一の事業年度の前事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者
を除く。）の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。）
の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保
険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額に千分の〇. 一を乗じて得た額とを合算して得た額

都道府県単位保険料率設定に係る法令

ニ 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額並びに高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部（法第七条の四第一項に規定する支部をいう。）の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額

二 一の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額の総額及び当該一の事業年度の翌事業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額の見込額

健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）抄
第百三十五条の五の二（令第四十五条の二第一号ニの報奨金の額の算定）

令第四十五条の二第一号ニの報奨金の額は、支部（法第七条の四第一項に規定する支部をいう。）ごとに第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数に第三号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額

イ (1)に掲げる数から(2)に掲げる数を減じて得た数（(2)に掲げる数が(1)に掲げる数を上回る場合にあっては、零）

(1) 当該支部の総得点

(2) 各支部の(1)に規定する総得点の中央値として協会が定める数

ロ 当該支部の支部総報酬額

二 各支部の前号に掲げる額を合算した額

三 各支部の支部総報酬額を合算した額に千分の〇.一を乗じて得た額

都道府県単位保険料率設定に係る法令

2. 前項第一号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。
 - 一 高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定健康診査その他の健康診査であって協会が定めるもの（第四号において「特定健康診査等」という。）の実施率
 - 二 高齢者医療確保法第十八条第一項に規定する特定保健指導（次号において「特定保健指導」という。）の実施率
 - 三 特定保健指導の対象者の減少率
 - 四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への受診を勧奨した者の保険医療機関の受診率
 - 五 後発医薬品（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ニに規定する後発医薬品をいう。）の使用割合

附 則 （平成30年3月23日厚生労働省令第32号） 抄
第三条 （経過措置）

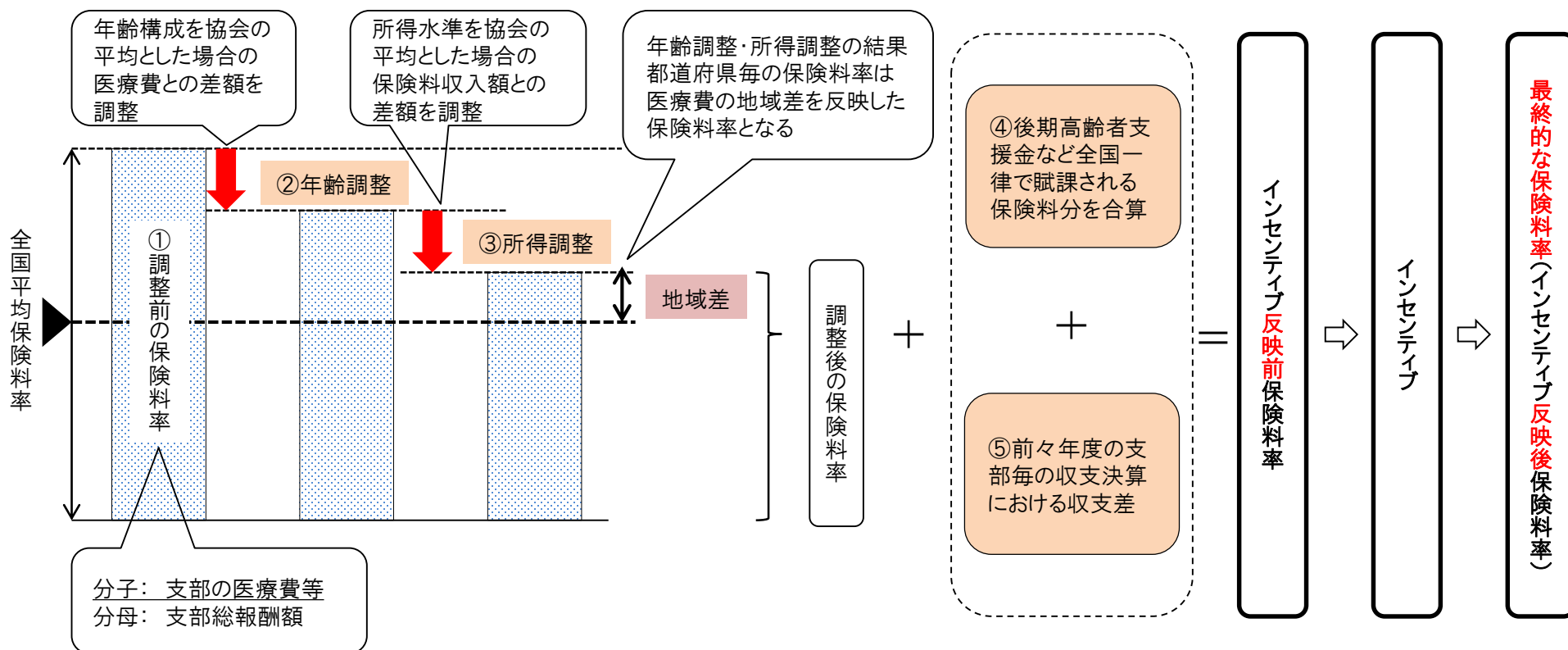
平成三十二年三月から平成三十三年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第百三十五条の五の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「千分の〇．一」とあるのは、「千分の〇．〇四」とする。

2. 平成三十三年三月から平成三十四年二月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第百三十五条の五の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「千分の〇．一」とあるのは、「千分の〇．〇七」とする。

都道府県単位保険料率の設定について

- 都道府県毎に地域の医療費や所得水準をそのまま保険料率に反映させた場合には、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料が高くなる。
- このため、協会けんぽにおける都道府県毎の保険料率の設定にあたっては、地域の医療費や所得水準の違いがそのまま反映されるのではなく、相互扶助と連帯の観点から、年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いに起因する財政力の差は都道府県間で相互に調整した上で、保険料率を設定することとなっている。

保険料率設定のイメージ(年齢構成が高く、所得水準の低い北海道の例)



2. 令和4年度北海道支部保険料率の算定結果

令和4年度都道府県単位保険料率のポイント

- 令和4年度は、令和2年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10.00%
- 令和2年度におけるインセンティブ(報奨金)制度の実績を反映
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

令和4年度北海道支部保険料率(案)

A. 支部毎の医療費に係る部分

健保法第160条
3項1号

療養の給付費等
6.26398・・・%

調整後の療養給付費等に係る保険料率
5.69056・・・%

健保法第160条
4項

年齢調整
▲0.31247・・・%

所得調整
▲0.26094・・・%

+

B. 全国一律の部分

健保法第160条
3項2号

前期高齢者納付金・
後期高齢者支援金

退職者給付拠出金等
(法附則4条の3、4条の4)

現金給付に要する額

健保法第160条
3項3号

保健事業等に
要する額

業務経費等

借入金償還等

4.71467・・・%

+

C. 精算の部分

健保法施行規則
第135条の7

令和2年度の医療給付等の
地域差分を保険料率に換算

▲0.02340・・・%



北海道支部における令和2年度
の医療給付費等の地域差分

約9億8,400万円

インセンティブ反映前保険料率(A+B+C) = **10.38182%**



令和2年度インセンティブ制度実績による加算 = **0.00683%**

令和4年度北海道支部保険料率

北海道支部医療費分5.69056・・・% + 全国一律部分4.71467・・・% + 精算部分▲0.02340・・・% + インセンティブ分0.00683・・・%
10.38865・・・% = 10.39%(※)

※) 健保法施行規則135条の3：都道府県単位保険料率を算定する場合において、その率に1,000分の5未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた率とし、1,000分の0.05以上1,000分の0.1未満の端数が生じたときは、これを1,000分の0.1に切り上げた率とする。

(参考)令和3年度北海道支部保険料率

A. 支部毎の医療費に係る部分

健保法第160条
3項1号

療養の給付費等
6.33249・・・%

調整後の療養給付費等に係る保険料率
5.71604・・・%

健保法第160条
4項

年齢調整
▲0.29407・・・%

所得調整
▲0.32237・・・%

+

B. 全国一律の部分

健保法第160条
3項2号

前期高齢者納付金・
後期高齢者支援金

退職者給付拠出金等
(法附則4条の3、4条の4)

現金給付に要する額

健保法第160条
3項3号

保健事業等に
要する額

業務経費等

借入金償還等

4.70530・・・%

C. 精算の部分

健保法施行規則
第135条の7

元年度の医療給付等の地
域差分を保険料率に換算

0.02042・・・%



北海道支部における元年度の医
療給付費等の地域差分

約▲8億4,900万円

インセンティブ反映前保険料率(A+B+C) = **10.44176%**



元年度インセンティブ制度実績による加算 = **0.00687%**

令和3年度北海道支部保険料率

北海道支部医療費分5.71604・・・% + 全国一律部分4.70530・・・% + 精算部分0.02042・・・% + インセンティブ分0.00687・・・%
10.44863・・・% = 10.45%(※)

※) 健保法施行規則135条の3: 都道府県単位保険料率を算定する場合において、その率に1,000分の5未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた率とし、1,000分の0.05以上1,000分の0.1未満の端数が生じたときは、これを1,000分の0.1に切り上げた率とする。

3. 參考資料

令和4年度北海道支部保険料率の算定方法 ～ 療養の給付に係る部分～

加入者数(単位:百人)			
北海道支部		全国	
令和4年度見込み	(参考)令和3年度見込み	令和4年度見込み	(参考)令和3年度見込み
17,907 (対前年度比:97.6%)	18,346	403,290 (対前年度比:98.3%)	410,070

総報酬額(単位:百円)			
北海道支部		全国	
令和4年度見込み	(参考)令和3年度見込み	令和4年度見込み	(参考)令和3年度見込み
42,041,255,928 (対前年度比:101.1%)	41,574,855,566	993,578,525,300 (対前年度比:100.8%)	985,844,656,500,001

医療給付費(単位:百円)			
北海道支部		全国	
令和4年度見込み	(参考)令和3年度見込み	令和4年度見込み	(参考)令和3年度見込み
2,633,457,222 (対前年度比:100.0%)	2,632,723,869	52,513,903,516 (対前年度比:100.6%)	52,197,550,547

加入者一人当たり医療給付費(円)			
北海道支部		全国	
令和4年度見込み	(参考)令和3年度見込み	令和4年度見込み	(参考)令和3年度見込み
147,063 (対前年度比:102.4%)	143,504	130,214 (対前年度比:102.2%)	127,289

北海道支部の
医療費に係る
保険料率

$$\frac{\text{支部の医療給付費}}{\text{支部の総報酬額}} = \frac{263,345,722,200\text{円}}{4,204,125,592,800\text{円}} = 6.26398\cdots\% \quad (\text{全国:}5.28532\cdots\%)$$

令和4年度北海道支部保険料率の算定方法 ～ 年齢調整 ～

年齢調整額

平均給付費

標準給付費

年齢調整額

$$2331\text{億}7228\text{万}8900\text{円} - 2463\text{億}0933\text{万}6200\text{円} = \mathbf{\Delta 131\text{億}3704\text{万}7300\text{円}}$$

【平均給付費】＝(⑥全国の年齢階級別1人当たり給付費)×(⑤北海道支部加入者数を全国の年齢構成割合と仮定したときの年齢階級別加入者)

【標準給付費】＝(⑥全国の年齢階級別1人当たり給付費)×(③北海道支部の年齢階級別加入者)

年齢階級 (歳)	全国		北海道支部		⑤ 全国構成比による 加入者数 (百人) (③合計×②)	全国		北海道支部	
	① 加入者数 (百人)	② 加入者数 構成比	③ 加入者数 (百人)	④ 加入者数 構成比		⑥ 一人当たり医療 給付費(円)	⑦ 平均給付費 (百円) (⑥×⑤)	⑧ 標準給付費 (百円) (⑥×③)	⑨ 年齢調整額 (百円) (⑦－⑧)
0～4	18,189	4.510%	718	4.011%	808	158,947	128,369,822	114,160,147	14,209,676
5～9	21,054	5.221%	855	4.775%	935	78,508	73,393,985	67,122,615	6,271,370
10～14	22,409	5.556%	924	5.160%	995	67,444	67,106,337	62,314,425	4,791,913
15～19	23,509	5.829%	1,005	5.614%	1,044	58,861	61,442,348	59,174,863	2,267,485
20～24	26,190	6.494%	1,044	5.832%	1,163	56,108	65,248,501	58,595,887	6,652,614
25～29	26,649	6.608%	1,031	5.759%	1,183	68,662	81,246,389	70,810,249	10,436,140
30～34	28,474	7.060%	1,146	6.398%	1,264	78,607	99,383,149	90,058,731	9,324,418
35～39	32,141	7.970%	1,353	7.557%	1,427	84,823	121,051,781	114,786,383	6,265,398
40～44	36,432	9.034%	1,605	8.963%	1,618	95,021	153,712,811	152,509,813	1,202,998
45～49	41,024	10.172%	1,823	10.179%	1,822	115,131	209,719,926	209,855,178	-135,252
50～54	34,635	8.588%	1,594	8.899%	1,538	146,572	225,411,142	233,580,929	-8,169,788
55～59	31,137	7.721%	1,553	8.675%	1,383	185,337	256,237,137	287,919,049	-31,681,912
60～64	28,708	7.118%	1,473	8.223%	1,275	232,161	295,935,502	341,870,664	-45,935,162
65～69	20,065	4.975%	1,132	6.323%	891	293,092	261,117,238	331,842,232	-70,724,993
70～74	12,673	3.142%	650	3.631%	563	412,915	232,346,820	268,492,197	-36,145,377
計	403,290	100%	17,907	100%	17,907		2,331,722,889	2,463,093,362	-131,370,473

※網掛けの部分は全国より比率が高い階層

【年齢調整額】

年齢調整

年齢調整額

13,137,047,300円

＝ $\mathbf{\Delta 0.31247\cdots\%}$

支部の総報酬額

4,204,125,592,800円

令和4年度 北海道支部保険料率の算定方法 ～ 所得調整 ～

所得調整額

【平均給付費】＝(全国の年齢階級別1人当たり給付費)
 ×(支部加入者を全国の年齢構成割合と仮定したときの年齢階級別加入者)
 ※算定方法については前項参照

①全国計給付費を
 総報酬案分した額

②平均給付費

所得調整額

2222億0190万9700円 － 2331億7228万8900円 = ▲109億7037万9200円

(全国給付費) × $\frac{\text{(北海道支部総報酬額)}}{\text{(全国総報酬額)}}$

= 5兆2513億9035万1600円 × $\frac{4兆2041億2559万2800円}{99兆3578億5253万円}$

北海道支部総報酬の
 全国の総報酬に占める割合は 約4.231%

所得調整

$\frac{\text{所得調整額}}{\text{支部の総報酬額}} = \frac{\text{▲10,970,379,200円}}{4,204,125,592,800円} = \text{▲0.26094...}\%$